

食料・農業・農村基本法の見直しに思う

全国山村振興連盟事務局長 實重重実

食料・農業・農村基本法の改定に向けての見直しが行われようとしている。世界的な疫病の蔓延、地球温暖化・災害多発と脱炭素の必要性、ロシアの軍事侵攻など国際紛争によって世界の潮流が激変している今、時宜を得たものだと思う。

1999年の食料・農業・農村基本法の制定もまた、冷戦後のグローバル化という新しい世界秩序の中で模索されたものだった。その数年前の1995年には、ウルグアイ・ラウンドも妥結していた。私は1997年1月から98年12月まで丸2年間、新基本法検討室（タコ部屋）のチーム長を担当し、食料・農業・農村基本問題調査会の実施に係わった。

調査会は20名の委員と15名の専門委員という各界各層からの代表・有識者により、53回にわたって議論を繰り返した。2年目で答申に至り、食料・農業・農村基本法の前案を書くところまで私は担当した。

1年目には議論が総花的に拡散して困ったものの、その年の終わりに行った中間取りまとめでは、4つの論点につき国民に対して投げかけることとなった。すなわち、①国内生産を基本とするべきか否か、②食料自給率を政策目標とすべきか否か、③株式会社の農業参入を認めるべきか否か、④中山間地域に対して直接的な支援をすべきか否かである。①については反対は全くなく、②④も賛成が圧倒的に多かったが、③については意見が分かれた。2年目はこれらを集約していくプロセスだった。

1961年に制定された農業基本法は、農工間格差の是正を目標にしていたため、基本的に農業だけを視野に置いていた。それに対して食料・農業・農村基本法では、国民全体が受益する理念として、①食料の安定供給と②農業・農村の多面的機能を掲げた。食料や農村、そして国民全体にまで視野を広げていたのだ。

それから23年の時が経ち、当時国民から期待された役割を食料・農業・農村政策が果たしたのか、果たしていないところがあるとすればそれはなぜだったのかということが今、問われている。

山村は高齢化が進み、農地・森林の保全もままならないが、一方で国土の過半という広大な空間を占め、脱炭素に欠かせない森林を有する。食料・農業・農村、森林・林業にとって、山村はある意味で時代の最先端を示す縮図だと言える。

その観点から見ると、第1に、脱炭素・災害防止に対する森林の役割は基盤となるものであり、今後の社会形成に欠かすことはできない。それにも関わらず実際には森林の管理や再生が困難となり、却って災害の発生源ともなりかねない。第2に、豊かな緑と自然環境に親しみたいという国民のニーズは強く、そこで暮らしたい、二地域居住したいという人も増えている。それにも関わらず実際には、高齢化・人口減少が進み、山村には移住者も少なく、集落の維持が困難となっている。第3に、食料・経済の安全保障の観点から、山村で産出する食料・木材などの資源を増やしていかなければならない。それにも関わらず実際には、農林業者が減少し、新規参入者も少なく、生産全体は減少傾向にある。

国民から期待される役割、山村が果たすべき役割と、現実に直面している方向性は正反対であり、そこに大きなギャップがある。そのギャップの原因は何であって、それを埋めるにはどういった手立てが必要かといったことを検証していく必要があると考えている。